

## 福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱

(制 定 令和6年4月1日 5園振第1882号)

### (趣旨)

第1条 知事は、福岡県の観光振興を図ることを目的とし、福岡・大分デザインーションキャンペーン期間中において、福岡県に来訪した観光客等を、全国有数の花き生産県である本県産のお花でおもてなしするために、宿泊施設が実施する飾花に要する経費について、予算の範囲内において、福岡県お花でおもてなし事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下、「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 観光客をおもてなしするために、花を飾ることを「おもてなし飾花」という。

### (補助の対象及び補助率等)

第3条 第1条に規定する補助事業者、要件、補助の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 各補助事業者において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各補助事業者に係る部分については、この限りでない。

### (交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知

書（様式第2号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（事業の着手）

第6条 補助事業者は、原則として、前条に規定する交付決定の後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により補助事業者が交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出し、協議しなければならない。

この場合において補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

（事業変更等の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、変更交付申請書（様式第4号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第5号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業者の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過する日までに、実績報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合、第4条第2項ただし書に該当した補助事業者

において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、知事に報告しなければならない。

#### （補助金の経理）

第11条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

別表(第3条関係)

目的	補助対象者	要件	補助対象となる経費	補助率	重要な変更	備考
<p>1 宿泊施設における飾花経費助成</p> <p>福岡・大分デスティネーションキャンペーン期間※において、福岡県産の花を飾り(飾花)、観光客をおもてなしするとともに、県産花きをPRする</p>	<p>宿泊施設</p>	<p>1 次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1)福岡県内に所在する宿泊施設のエントランスやロビーを飾花すること。</p> <p>(2)概ね福岡県産花材を利用していること。</p> <p>(3)福岡県産の花であることを表示すること。</p>	<p>・花材代</p> <p>・飾花に係る資材(消耗品費)</p> <p>・装飾技術料(役務費)</p>	<p>10/10以内</p> <p>ただし、1施設当たり上限5万円</p>	<p>1 補助金額の増加</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業の中止</p>	<p>振込手数料は補助対象外とする。</p>

※福岡・大分デスティネーションキャンペーン期間 ; 令和6年4月1日～令和6年6月30日

福岡県知事 殿

（所在地）  
補助事業者名  
（自署又は記名押印）

福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付申請書

福岡県お花でおもてなし事業費補助金の交付を受けたいので、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第3条第1項及び福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
別紙のとおり
- 2 補助事業の完了予定日  
年 月 日  
（※飾花又は支払いのいずれかで最も遅い期日とする。）
- 3 交付申請額  
金 千円

事業計画

1 事業概要

宿泊施設名	
所在地	
飾花（予定）期日	令和6年 月 日

※複数回実施する場合は、適宜、行を追加して記載。

2 補助事業の目的

例) 施設ロビーに設置して、来館者をおもてなしし、福岡県の魅力をPRする。
---------------------------------------

3 事業経費の負担区分

(単位：千円)

区 分	事業費	補助金	その他	備 考
	円	円	円	
小計				
消費税額				
計				

注 「事業費」の欄には、実際に要する事業費を記載すること。

注 「補助金」の欄には、消費税課税事業者は、税抜事業×10/10で、免税事業者は、税込事業費×10/10で算出した額を記載。ただし上限5万円とする。

注 「備考」の欄には、免税事業者は「該当なし」と記載。課税事業者は、(補助金/税抜事業費)×消費税額 【小数点以下切捨】で算出した額を記載。

4 補助事業者及び補助事業の要件 ※該当する項目に✓を付すこと

(1)補助事業者	<input type="checkbox"/> おもてなし飾花を実施する宿泊施設
(2)補助事業の要件 ①から③を全て 満たすこと	<input type="checkbox"/> ① 福岡県内に所在する宿泊施設のエントランスやロビーを飾花すること。
	<input type="checkbox"/> ② 概ね福岡県産の花を利用すること。
	<input type="checkbox"/> ③ 福岡県産の花の魅力をPRするため、「福岡県産の花を使っています」と表示すること。

5 支払方法届出

債権者登録番号	
---------	--

債権者登録済みの場合債権者登録番号を記載し、通知書の写しを提出。

6 添付資料

- (1) 宿泊施設の営業許可証の写し
- (2) 債権者登録関連資料（債権者登録申請書、振込先口座情報の写し）
- (3) 誓約書及び役員名簿

第 号  
年 月 日

殿

福岡県知事 印

福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請があった福岡県お花でおもてなし事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額は、金 円とする。
- 2 補助金の対象となる事業とその目的及び内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の実施について、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
    - ア 補助金額の増加
    - イ 補助事業者の変更
    - ウ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
    - エ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
  - (2) この補助金が2の目的以外に使用されたときは、補助金の全部又は一部について返還を命じることがある。
- 4 補助事業の実施に当たっては、交付規則及び福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。



- 5 交付規則及び交付要綱又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額については、交付要綱の定めるところにより、その金額が明らかとなった場合には、これを減額すること。

第 年 月 日  
号

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名  
(自署又は記名押印)

福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付決定前着手届

事業計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定日	完了予定日	理由
宿泊施設の 飾花				

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名  
(自署又は記名押印)

福岡県お花でおもてなし事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった福岡県お花でおもてなし事業について、その内容を変更したいので、福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助事業の完了予定期日  
年 月 日

3 補助交付申請額

交付決定額	金	千円
変更交付申請額	金	千円
差引増減額	金	千円

4 変更交付申請額の算出方法及び事業経費の配分  
別紙のとおり

注1 変更交付申請額の算出方法及び事業経費の配分は、様式第1号別紙に準じて作成すること。

2 添付資料は、交付申請書に添付したもののうち、変更に係る部分のみを添付すること。

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名  
(自署又は記名押印)

福岡県お花でおもてなし事業費補助金事業中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった福岡県お花でおもてなし事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

記

○ 中止（廃止）を必要とする理由

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名  
(自署又は記名押印)

福岡県お花でおもてなし事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった福岡県お花でおもてなし事業が完了したので、福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、併せて精算額として福岡県お花でおもてなし事業費補助金 円を交付されるよう請求します。

記

1 補助事業の実績  
別紙のとおり

2 補助事業の完了日

年 月 日

(※飾花又は支払いのいずれかで最も遅い期日とする。)

事業実績

1 事業概要

宿泊施設名	
所在地	
飾花期日	令和 6 年 月 日

※複数回実施した場合は、適宜、行を追加して記載。

2 補助事業の目的

例) 施設ロビーに設置して、来館者のおもてなしし、福岡県の魅力を PR した。
---

3 事業経費の負担区分

(単位：千円)

区 分	事業費	補助金	その他	備 考
	円	円	円	
小計				
消費税額				
計				

注 記載要領は様式 1 号別紙に参照のこと。

4 添付資料

- (1) 支出関連書類の写し (請求書、納品書、領収書)  
 ※福岡県産花材の使用が確認できるもの。
- (2) 飾花状況がわかる写真

# 債権者登録申出書

(新規・変更・取消)

(変更・取消を行う債権者番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※変更・取消の場合は必ず記入してください。

該当するものに○

申出の理由	1 新規	①新規取引 ②法人化による新規 ③前金払用口座登録のための新規 ④その他 ( )
	2 変更	①名称変更 (旧名称 ) ②住所変更 ③支払方法や金融機関情報の変更 ④その他 ( )
	3 取消	①重複登録による取消 (重複している債権者登録番号 ) ②法人化による取消 ③債権者死亡による取消 ④その他 ( )

福岡県 殿	住所	年 月 日
	申出者名	
	下記のとおり申出します。	

(法人にあっては法人の名称と代表者肩書・氏名を必ず記入してください。)  
 ※新規及び変更の場合は、1～5 すべての項目を記入してください。3 の電子メールアドレスについては、お持ちの方は記入してください。  
 ※取消の場合は、1～3 までの項目を記入してください。

1	(フリガナ) 名称				
名称……法人にあっては法人名のみを記入し、法人以外の団体・組合または屋号を有するものにあつては、その名称および代表するものの肩書きと氏名を記入してください。					
2	(フリガナ) 住所	〒	都道府県	市郡	区町村
3	電話番号	-	-	電子メールアドレス	@

4	支払方法	1. 口座振替…………… (口座に自動入金) 2. 隔地払 (送金払) …… (振替口座がない場合に選択)				
5	金融機関名	( 銀行 )		店	金融機関コード	支店コード
	預金種別	1. 普通 (総合) 預金 2. 当座預金 ※(注)貯蓄預金は不可		口座番号		
	口座名義人 (カタカナで記入)					

\*金融機関情報に記入誤りがないよう十分に確認してください。  
 誤りがあつた場合は、再度申請書を提出していただくことになり、支払いが遅れる可能性があります。

※支払い先として指定できる金融機関について  
 [口座振替の場合]  
 振替先の指定は県内、県外を問わずできますが、外国銀行および漁業協同組合の一部はできません。  
 [隔地払の場合] ……金融機関名のみ記入  
 県外送金の換金場所……福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・福岡中央銀行の本・支店および福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内各農業協同組合の本所・支店のみ (ただし出張所、代理店等はありません)  
 県外送金の換金場所……口座振替に同じ (ただし、ゆうちょ銀行は直営店 (出張所を含む) のみ可能です。ゆうちょ銀行以外の金融機関の出張所・代理店等はありません。

(参考様式2)

## 誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者

(自署又は記名押印)

私は、福岡県お花でおもてなし事業費補助金の交付申請をするにあたり、次のとおり誓約します。

- 1 本補助金の交付申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。また、その他一連の申請書・報告書の提出に際し、虚偽の内容の記載は行いません。
- 2 自社（個人の場合はその者）又は自社の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- 3 1及び2の誓約事項を遵守できなかった場合は、本補助金の交付決定がなされない又は取り消されることに異議はありません。



